

文京区屋内喫煙所設置費等助成のご案内

文京区では、喫煙者と非喫煙者の共生を図ることを目的として、平成 29 年度より屋内喫煙所の設置及び維持管理に係る費用を助成しています。

1 助成内容

助成対象 経費	助成率	限度額	内容	支払われる時期
設置経費	100%	400 万円	内装改修工事費、備品 購入費など	工事終了後、請求書 に基づき支払
維持管理費	100%	各年度 60 万円	電気代、水道代、ごみ 処理委託費用など	1 年ごとに、請求書 に基づき支払

※ 供用開始の日から 5 年間継続して運営できなかった場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。

2 助成対象者

- ◎ 文京区に、屋内喫煙所を設置する建物を所有または使用している方であれば、法人、団体、個人を問わず助成を受けることができます。ただし、国、独立行政法人、地方公共団体を除きます。
- ◎ 業種や団体の規模は問いません。

3 助成要件

以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 一般に開放し、誰もが無料で利用できること。
- ② 近隣住民（両隣の住民）、町会（喫煙所がある場所が属する町会）、屋内喫煙所を設置する建物を管理する者から、それぞれ同意を得ること。
- ③ 供用開始の日から 5 年間継続して運営すること。
- ④ 給排気の設備を設け、排気したたばこの煙が近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないように配慮されていること。
- ⑤ 出入口に扉を設けていること。
- ⑥ 厚生労働省による「分煙効果判定基準策定検討会報告書（平成 14 年 6 月）」の判定基準を満たしていること。
 ※ 開口部における、非喫煙場所から喫煙場所方向に 0.2 %以上の空気の流れがあること
 ※ 非喫煙場所の粉じん濃度が増加しないこと
- ⑦ 屋内喫煙所を設置する建物に面する道路から見える場所に、案内表示（外国人にも分かる表記）があること。
- ⑧ 人通りの多い公道（別表参照）に面した場所又は区長が特に必要であると認める場所に設置すること。
- ⑨ 区が実施するホームページ等による屋内喫煙所の周知に協力すること。
- ⑩ 法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態であること。

◆申請書等は文京区ホームページからダウンロードしてご使用ください。

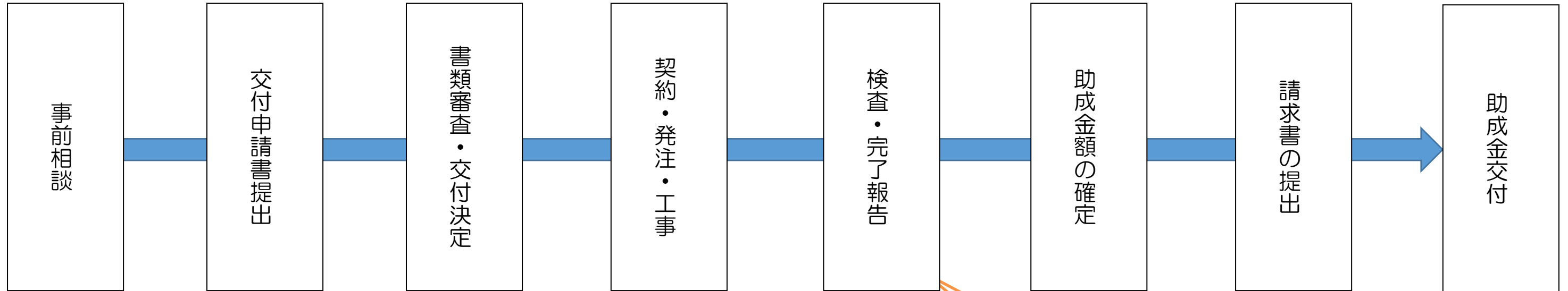
◆お申込み・問合せ先

〒112-8555
 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター17 階南側
 文京区 資源環境部 環境政策課 地域環境係
 電話：03-5803-1828 受付時間：8：30～17：15（土日祝日・年末年始を除く）
 メール：b550500@city.bunkyo.lg.jp

平成31年2月作成

4 助成金交付までのながれ

(1) 設置経費



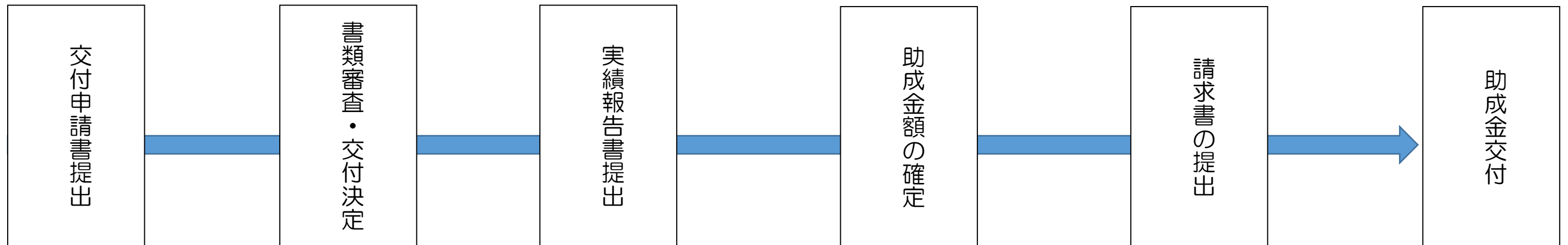
☆ 申請時に必要な書類

- 文京区屋内喫煙所設置費等助成金交付申請書
- 発行後3か月以内の登記簿事項証明書（所有物件の場合）
- 屋内喫煙所を設置する場所の周辺地図
- 設置に係る経費の見積書の写し（内訳が記載されているもの）
- 厚生労働省による「分煙効果判定基準策定検討会報告書（平成14年6月）」の判定基準を満たしていることが分かる書類
- 国、企業等から助成金等が支払われていない場合は、支払われていないことについての誓約書（任意様式）
- 両隣の住民、町会、建物管理者から設置について同意を受けたことが分かる書類（任意様式）
- 設置予定箇所の工事前の写真（申請日から1か月以内に撮影したもの）
- 屋内喫煙所設置・運営計画書
- 賃貸契約書の写し（賃貸物件の場合）
- 屋内喫煙所の図面（換気扇等の設備及び排気先の位置などが分かるもの）
- 国、企業等から助成金等が支払われている場合は、その内容が分かる書類

【検査時の注意点】

- (1) 申請時の図面のとおり設置されているか等の確認を行います。
- (2) 開口部の空気の流れや浮遊粉じん濃度の確認は、申請者または施工業者が行い、区職員が立ち会います。
（基準を満たしていることが確認できる書面でも構いません）

(2) 維持管理経費



☆ 維持管理費の申請時に必要な書類

- 文京区屋内喫煙所設置費等助成金交付申請書
- 発行後3か月以内の登記簿事項証明書（所有物件の場合）
- ※ 設置経費の申請時提出したものが、維持管理経費の申請時に発効後3か月以内であればその写しでも可
- 屋内喫煙所を設置する場所の周辺地図
- 維持管理に係る経費の予定金額とその算出根拠が分かるもの
- 国、企業等から助成金等が支払われていない場合は、支払われていないことについての誓約書（任意様式）
- 屋内喫煙所設置・運営計画書
- 賃貸契約書の写し（賃貸物件の場合）
- 分煙効果判定基準策定検討会報告書の判定基準を満たしていることが分かる書類
- 屋内喫煙所の図面（換気扇等の設備及び排気先の位置などが分かるもの）
- 国、企業等から助成金等が支払われている場合は、その内容が分かる書類

助成金の活用を検討する場合は、必ず事前にご相談ください。